

レッドハリケーンズ大阪と大阪市浪速区役所との連携協力に関する覚書

ラグビーチーム「レッドハリケーンズ大阪」を運営する株式会社NTTドコモ（以下「甲」とする。）と大阪市浪速区役所（以下「乙」とする。）は、甲乙の連携をより一層進めることを目的として、令和2年9月25日に締結した、甲と大阪市との連携協力に関する包括協定書の第2条に掲げる連携協力事項について、甲乙合意のうえ、具体的な協力内容を定めるため、次のとおり覚書を締結する。

（連携協力事項）

第1条 甲及び乙は、別紙に掲げる事項を、誠意を持って実行するものとする。ただし、それぞれの事項に関しては、甲乙協議のうえ変更できるものとする。

（有効期間）

第2条 この覚書の有効期間は、包括協定に準ずるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙がそれぞれ署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年12月6日

甲 株式会社 NTT ドコモ

（役職名）

（自署）

乙 大阪市浪速区役所

区長

（自署）

○包括協定書第2条第4号(トップアスリートやコーチの学校や地域等への派遣)関連事項

1. 甲に所属する現役選手やコーチ、スタッフを、浪速区内の小中学校に派遣し、スポーツ教室やスポーツ講話等を開催することにより、児童・生徒との交流を行う。その派遣先の小中学校及び日程・内容については、甲乙協議のうえ決定する。
2. 甲に所属する現役選手やコーチ、スタッフを、浪速区内で活動しているスポーツチームに派遣し、スポーツ教室等を開催することにより地域住民等との交流を行う。その派遣先のチーム及び日程・内容については、甲乙協議のうえ決定する。

○包括協定書第2条第5号(「みる」スポーツの推進)関連事項

1. 甲が主催するホームゲームに浪速区民を優待及び招待する。その優待実施回数、招待人数、及び日程・内容等については、甲乙協議のうえ決定する。
2. 甲の作成したのぼりやパネル等を乙の敷地内に掲出する。掲出時期、日程・内容等については、甲乙協議のうえ決定する。
3. 乙が管理する広報板に甲が作成したポスター等を掲示する。ただし、掲示する場所・期間については、甲乙協議のうえ決定する。
4. 乙が作成する「広報なにわ」に甲の記事を掲載する。ただし、掲載時期・内容等については、甲乙協議のうえ決定する。
5. 乙が管理する浪速区ホームページ・フェイスブック・X(旧ツイッター)・LINEに甲の情報を掲載する。ただし、掲載時期・内容等については、甲乙協議のうえ決定する。

○包括協定書第2条第6号(大阪市政、区政の施策、事業との連携)関連事項

1. 甲は乙が主催するイベント・事業に対して、乙の求めにより可能な範囲で参加・協力を行う。
2. 甲は大阪市政、浪速区政の施策の推進に向け、乙の求めにより可能な範囲で、動画配信や啓発活動等への協力を行う。内容等については、甲乙で協議する。

以上